

各種申請書等提出期限

書 類 の 名 称	提 出 期 限
<p>1 私立学校設置計画概要書</p> <p>私立専修学校設置計画概要書</p>	<p>幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校、特別支援学校は学校を開設しようとする年度の前年度の4月30日</p> <p>専修学校は学校を開設しようとする年度の前年度の6月30日（各種学校は提出不要）</p>
<p>2 学校等設置認可申請書</p>	<p>学校等を開設しようとする年度の前年度の10月31日</p> <p>各種学校は学校を開設しようとする日の前日の5月前</p>
<p>3 学校(専修学校を除き、各種学校を含む。)の収容定員に係る学則変更概要書</p>	<p>学則を変更しようとする年度の前年度の4月30日</p>
<p>4 学校(専修学校を除き、各種学校を含む。)の収容定員に係る学則変更認可申請書</p>	<p>学則を変更しようとする日の6月前</p>
<p>5 私立学校課程等設置概要書</p>	<p>高等学校の課程・学科設置、特別支援学校の部設置をしようとする年度の前年度の4月30日</p>
<p>6 高等学校課程設置認可申請書</p>	<p>課程を開設しようとする年度の前年度の10月31日</p>
<p>7 高等学校学科設置認可申請書</p>	<p>学科を開設しようとする年度の前年度の10月31日</p>
<p>8 私立専修学校課程設置・目的変更概要書</p>	<p>専修学校の課程設置・目的変更をしようとする年度の前年度の4月30日</p>
<p>9 専修学校課程設置認可申請書</p>	<p>課程を開設しようとする年度の前年度の10月31日</p>
<p>10 学校法人寄附行為認可申請書</p>	<p>学校法人を設立しようとする年度（学校等の開設年度の前年度）の10月31日</p>
<p>11 学校法人寄附行為変更認可申請書 (学校等又は高等学校の課程若しくは学科若しくは特別支援学校の部若しくは専修学校の課程の設置に係るものに限る)</p>	<p>学校等、課程、部又は学科を開設しようとする年度の前年度の10月31日</p>